

大船渡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大船渡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(組織) 第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、上下水道部及び水道事業所を置く。			(組織) 第4条 法第14条の規定に基づき、水道事業の事務を処理させるため、上下水道部水道課を置く。		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
区分	町	区域	区分	町又は大字	区域
上水道事業	盛町	全域	上水道事業	盛町	全域
	大船渡町	全域		大船渡町	全域
	末崎町	全域		末崎町	全域
	赤崎町	全域 <u>(ただし、字合足は除く。)</u>		赤崎町	全域
	猪川町	全域 (ただし、字大野及び字西山は除く。)		猪川町	全域 (ただし、字大野及び字西山を除く。)
	立根町	全域		立根町	全域
	日頃市町	全域 (ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。)		日頃市町	全域 (ただし、字上甲子、字鬼丸及び字大森を除く。)
			三陸町綾里	全域	
			三陸町越喜来	全域	
			三陸町吉浜	全域 <u>(ただし、字増館を除く。)</u>	
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
区分	給水人口	1日最大給水量	区分	給水人口	1日最大給水量
上水道事業	36,000人	19,350m ³	上水道事業	31,000人	14,500m ³
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止)
- 大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年大船渡市条例第19号）は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の大船渡市簡易水道事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の大船渡市水道事業の設置等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。